

「自然公園法第22条第3項第2号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件（西表石垣国立公園）」
意見の募集の結果について

1. 意見募集の概要

「自然公園法第22条第3項第2号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件（西表石垣国立公園）」について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

○募集期間

平成24年1月30日（月）～2月28日（火）

○意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 提出された意見数 3件

3. 意見の概要と見解について

別紙：提出された意見の概要及び見解

別紙：提出された意見の概要と見解

意見の概要	見解
<p>○ホラガイの指定除外に反対である。現地での生息数は激減し、絶滅寸前とみられ、この機会に公園区域での採取を禁止すべきであると考えます。</p>	<p>ホラガイは現在のところ、漁業権はありませんが、八重山漁協では市場への上場を停止しています。また、平成25年以降の漁業権設定に向けて、協議を進めているところであり、今後も八重山漁協が適正な水産資源管理をするために、海域公園地区の指定動物から除外するものです。</p>
<p>○海域での指定動植物を悪戯に増やすことは時代錯誤であり、新種などの発見に対応できない場合も考えられ、海域公園の概念を根底から考え直す時期に来ていると考えます。</p>	<p>海域公園地区の指定動植物種の指定に当たっては、詳細な調査を実施したうえで、希少性や漁業対象種であるか、地域住民の生活での利用の有無などを総合的に把握したうえで指定しているものです。</p> <p>また、新種についても、上記を踏まえ必要があれば、速やかな指定により対応いたします。</p>
<p>○原則禁漁の保護区とし、漁獲物に対して、種類や方法を指定して許可する、逆転の保護区を設置すべきであると考えます。</p> <p>近年、漁獲高を初め、魚種や魚数が目立って減少傾向にあり、本格的な海洋保護区の設定が望まれます。</p>	<p>ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>